平成３１年度　赤磐市立吉井中学校「学校いじめ防止基本方針」

１　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って，本校では，すべての生徒がいじめを行わず，及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として，いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は，いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず，すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように，保護者他関係者との連携を図りながら，学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める。

２ いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

①　学校におけるいじめの防止

ア　生徒の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ　保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

ウ　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として，道徳，学級の時間等を利用し，「いじめ防止キャンペーン」を実施するとともに，人権作文・道徳集会等を実施する。

②　いじめの早期発見のための措置

ア　いじめを早期に発見するため，在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ａ　生徒対象いじめアンケート調査　　年３回（６月，１１月，２月）

ｂ　保護者対象いじめアンケート調査　　年２回（７月，１２月）

ｃ　教育相談での学級担任による聞き取り調査　年２回（６月・１１月）

イ　生徒・保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

ａ　スクールカウンセラー・スクールソシャルワーカーの活用

ｂ　いじめ相談窓口の設置

ウ　いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上，いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，携帯電話等の学習教室や教

職員向けの情報モラル研修会等を行う。
生徒及び保護者から，適切に情報を入手する。また，関連機関とも連携を取って対応する。

（2）いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

ア いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構　成＞

校長，教頭，生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，ＳＣ，ＳＳＷ

＜活　動＞

ａ　アンケート調査並びに教育相談に関すること

ｂ　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

ｃ　いじめ事案に対する対応に関すること等。

＜開　催＞

学期１回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② 各組織の役割と関連

生徒指導委員会で常に情報を収集して対応する。その情報や対応が複雑あるいは困難がある場合には企画委員会で対応する。

大きな取組や対応方針を決定する場合，緊急時の対応などについては，いじめ対策委員会で協議する。

生徒指導委員会（毎週）	企画委員会（毎月）	いじめ対策委員会（毎学期）

各組織ともいじめ事案発生時は緊急開催

ア　生徒指導委員会（隔週）

ａ　いじめの早期発見に関すること。（情報収集）

ｂ　いじめ防止に関する取り組み。

イ　企画委員会（毎月）

ａ　いじめ防止に関する取り組みの企画。（アンケート調査，教育相談等の企画）

ウ　いじめ対策委員会（毎学期）

ａ　いじめ事案対する対応，いじめ防止に関すること。

ｂ　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

③ いじめに対する措置

ア　いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ　いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ　いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ　いじめの関係者間における争いを生じさせないよう，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

（3）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ

ている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を，市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（4）学校評価における留意事項（平成26年度から実施）

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の２点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関する取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。（別表）

○学校全体での取り組み

		生徒に関わること	保護者に関わること
①いじめの未然防止に関すること		○常日頃の学校生活や活動の中で，道徳・人権教育の充実を図る。 ○学級活動や総合の時間を活用して，インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。（道徳・特活・総合） ○世の中には様々な考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特活・総合） ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。	○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話等やインターネットを使う場合のルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷付けたりしてはいけないことを日ごろから子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して，集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
②いじめの早期発見に関すること		○生徒が集団から離れて一人で行動している時は，声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケート，休み時間や放課後等の会話を活用して情報を収集する。 ○ＳＣやＳＳＷ等による相談を周知する。 ○机・椅子・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し，原因を明らかにする。	○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装などの汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り，無くなったり，増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を，普段から作っておく。
③いじめの早期対応に	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し，身体的・精神的な被害について的確に把握し，迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師が見回りを行い，被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ，子どもの話に耳を傾け，事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み，事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め，根本的な解決を図る。 ○カウンセラー，教育相談，児童相談所，警察等，関係諸機関と連携をとる。	○学校は，いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し，わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童，保護者に対して，適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	行 いじ	○つらく苦しい気持ちに共感し，「いじめから全力で守ること」を約束する。	○わが子を守り抜くという姿勢を子どもに見せるように伝える。

関すること	為が見えにくい場合	められた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し，精神的なダメージについて的確に把握し，迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。	○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み，事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ，根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。	○学校は，いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し，わが子の言い分を十分に聞くように促す。
	直接関係のない者		○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ，いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず，自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時，傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解して，どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなってはならないという気持ちに育てるように伝える。

○地域・家庭との連携

①家庭	○自分の子どもに関心をもち，子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に，意識させる。 ○父親の存在が大きく影響することを伝え，母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合って決める。
②地域	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち，子どもたちに地域から見守られているという安心感　をもたせるようにする。 ○子どもたちと顔見知りになるために，子どもたちに出会った時はあいさつや声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら，積極的に声をかけていただく。